

第4節 指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（案）

指定基準	解釈通知（案）
<p>○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）</p> <p>（注：知的障害者地域生活援助を除き、代表例として身体障害者福祉法に基づく基準を掲載したもの。他法による指定基準についても、右解釈通知（案）と同様の解釈となること。）</p> <p>第一章 総則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定居宅支援の事業に係る身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「法」という。）第十七条の十九第一項の基準及び同条第二項の指定居宅支援の事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第十七条の六第一項の基準該当居宅支援の事業が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。</p>	<p>○指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成〇年〇月〇日障第〇号）</p> <p>第1章 基準の性格</p> <p>1 基準省令は、指定居宅支援の事業が各法に規定する便宜を適切に実施するために必要な最低限度を定めたものであり、指定居宅支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅支援の事業を行う者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定居宅支援の指定は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事等の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができるものであること。</p> <p>3 運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消された直後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>第2章 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p>

事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとするが、例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等であって、次の要件を満たすものについては、一体的なサービス提供の単位として「事業所」に含めて指定することができる取扱いとする。

- ① 利用申込みに係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。
- ② 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、主たる事業所や他の出張所等との間で相互支援が行える体制(例えば、当該出張所等の従業員が急病等でサービスの提供ができなくなった場合に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制)にあること。
- ③ 苦情解決や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- ④ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用者から受領する費用の額等を定める同一の運営規程が定められること。
- ⑤ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われること。

#### (定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 居宅支援事業者 法第四条の二第五項に規定する身体障害者居宅支援事業を行う者をいう。
- 二 指定居宅支援事業者又は指定居宅支援 それぞれ法第十七条の四第一項に規定する指定居宅支援事業者又は指定居宅支援をいう。
- 三 居宅利用者負担額 法第十七条の四第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。
- 四 居宅生活支援費の額 法第十七条の四第二項に規定する居宅生活支援費の額をいう。
- 五 支給期間 法第十七条の五第三項第一号に規定する居宅生活支援費又は法第十七条

#### 2 用語の定義(基準第2条)

基準第2条により、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれている用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。

##### (1)「常勤換算方法」

当該事業所の従業員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

の六第一項に規定する特例居宅生活支援費を支給する期間をいう。

六 支給量 法第十七条の五第三項第二号に規定する支給量をいう。

七 法定代理受領 法第十七条の五第八項の規定により指定居宅支援に要した費用が居宅支給決定身体障害者（法第十七条の五第五項に規定する居宅支給決定身体障害者をいう。以下同じ。）に代わり指定居宅支援事業者を支払われることをいう。

八 基準該当居宅支援 法第十七条の六第一項に規定する基準該当居宅支援をいう。

九 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

（指定居宅支援の事業の一般原則）

第三条 指定居宅支援事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅支援事業者は、指定居宅支援の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

## (2) 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

## (3) 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であつて、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定居宅介護事業所と他の事業所が併設されている場合、指定居宅介護事業所の管理者と他の事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

## (4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定デイサービスについてはサービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、指定デイサービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。

## 第二章 身体障害者居宅介護

### 第一節 基本方針

(基本方針)

第四条 指定居宅支援に該当する身体障害者居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第五条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

## 第三章 居宅介護に関する基準

### 第1節 人員に関する基準

(1) 従業者の員数(基準第5条。以下条文番号は知的障害者・児童についても同じ。)

① 指定居宅介護事業所における従業者の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定居宅介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。

なお、指定居宅介護の提供にあたる従業者（ホームヘルパー）の要件については、検討中。

② 勤務日及び勤務時間が不規則な従業者（以下「登録従業者」という。）についての勤務延時間数の算定については、次のとおりの取扱いとする。

イ 登録従業者によるサービス提供の実績がある事業所については、登録従業者1人当たりの勤務時間数は、当該事業所の登録従業者の前年度の週当たりの平均稼働時間(サービス提供時間及び移動時間をいう。)とすること。

ロ 登録従業者によるサービス提供の実績

がない事業所又は極めて短期の実績しかない等のためイの方法によって勤務延時間数の算定を行うことが適当でない認められる事業所については、当該登録従業者が確実に稼働できるものとして勤務表に明記されている時間のみを勤務延時間数に算入すること。なお、この場合においても、勤務表上の勤務時間数は、サービス提供の実態に即したものでなければならないため、勤務表上の勤務時間と実態が乖離していると認められる場合には、勤務表上の勤務時間の適正化の指導の対象となるものであること。

- ③ 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の従業者の勤務延時間数には、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。

(2) サービス提供責任者(基準第5条)

同条第2項は、事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこととされたが、その具体的取扱は次のとおりとする。

- ① 管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと。  
② サービス提供責任者の配置の基準は、以下のいずれかに該当する員数を置くこととする。

イ 当該事業所の月間の延べサービス提供時間(事業所における待機時間や移動時間を除く。)が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上

ロ 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上

従って、例えば、常勤割合が比較的高いなど、従業者1人当たりのサービス提供時間が多い場合は、月間の延べサービス提供時間が450時間を超えていても、従業者の数が10人以下であれば、ロの基準によりサービス提供責任者は一人で足りることとなる(具体的には、例えば、常勤職員4人で、そのサービス提供時間が合わせて320時間、非常勤職員が6人で、そのサービス提供時間が合わせて200時間である場合、当該事業所の

(管理者)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

延べサービス提供時間は520時間となるが、口の基準により、配置すべきサービス提供責任者は一人で足りることとなる)。

(3) 管理者(基準第6条)

指定居宅介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。なお、管理者は、指定居宅介護の従業者である必要はないものである。

- ① 当該指定居宅介護事業所の従業者としての職務に従事する場合
- ② 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。)

(4) 人員の特例要件について

- ① 介護保険法上の指定訪問介護事業者が、指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

ア 従業者(ホームヘルパー)について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、指定訪問介護事業所として置くべき訪問介護員等の員数に加えて、専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者(ホームヘルパー)を常勤換算方法で1以上とすること。

なお、当該専ら障害者に係る指定居宅

介護を行う従業者以外の訪問介護員等が、障害者に係る指定居宅介護を行う場合は、常勤換算方法による勤務時間の算定上、指定訪問介護事業者として人員基準違反とならないよう留意されたい。

イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、常勤の従業者（ホームヘルパー）であって専ら障害者に係る指定居宅介護を行う従業者（ホームヘルパー）のうち事業の規模に応じて1以上とすること。

なお、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が、当該支援費制度における指定居宅介護事業所に置くべきサービス提供責任者の業務を兼務することはできないこととされているので留意されたい。

ウ 管理者について

指定訪問介護事業所の管理者が、指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。

② 支援費制度上の指定居宅介護事業者が、他の指定居宅介護の事業を行う場合の要件について

ア 従業者（ホームヘルパー）について

当該事業所に置くべき従業者の員数は、一の指定居宅介護事業所として置くべき従業者の員数で足りるものとする。（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法3法の指定居宅介護事業者として指定を受ける場合の要件も同様とする。）

イ サービス提供責任者について

当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、事業の規模に応じて1以上で足りるものとする。

ウ 管理者について

当該事業所に置くべき管理者が、他の指定居宅介護事業所の管理者の業務を兼務することは差し支えない。

第三節 設備に関する基準

第2節 設備に関する基準(基準第7条)

(設備及び備品等)

第七条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

#### 第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明)

第八条 指定居宅介護事業者は、居宅支給決定身体障害者が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合

(1) 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、指定居宅介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。

(2) 事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保するものとする。

(3) 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護に必要な設備及び備品等を確保するものとする。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮すること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定居宅介護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとする。

なお、事務室・区画、又は設備及び備品等については、必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えない。

(4) 1 (4)①及び②の場合の設備要件については、上記の(1)から(3)の取り扱いに準じて取り扱われたい。

#### 第3節 運営に関する基準

(1) 内容及び手続の説明（基準第8条）

利用者から利用の申し込みがあった場合には、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、当該指定居宅介護事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧



は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

に説明を行う必要がある。利用者との間で当該指定居宅介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、

- ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所所在地
- ②当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容
- ③当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④指定居宅介護の提供開始年月日
- ⑤福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、利用者に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を利用者の居宅受給者証に記載しなければならない。

(2) 契約支給量の報告等（基準第9条）

① 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の居宅受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定居宅介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月あたりの指定居宅介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定居宅介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定居宅介護の量を記載することとしたものである。

2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

② 同条第2項は、居宅受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは居宅受給者証記載事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

③ 同条第3項は、指定居宅介護事業者は、②の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。

4 前三項の規定は、居宅受給者証記載事項に

変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十条 指定居宅介護事業者は、正当な理由なく指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等確かめるものとする。

(3) 提供拒否の禁止（基準第10条）

指定居宅介護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合である。

(4) あっせん、調整及び要請に対する協力（基準第11条）

指定居宅介護事業者は、指定居宅支援の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、指定居宅支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならない。

(5) サービス提供困難時の対応（基準第12条）

指定居宅介護事業者は、基準第9条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第12条の規定により、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

(6) 受給資格等の確認（基準第13条）

基準第13条は、指定居宅介護の利用に係る居宅生活支援費を受けることができるのは、居宅支給決定身体障害者に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する居宅受給者証によって、居宅支給決定の有無、支給期間、支給量等確かめなければならないこととしたものである。